



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

埼玉県知事 大野 元裕 殿

提出者
住 所 東京都板橋区蓮沼町79-8
氏 名 北陸軽金属工業株式会社
代表取締役 佐々木 毅
電話番号 03-3966-7381

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	北陸軽金属工業株式会社 埼玉工場
事業場の所在地	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢138-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	23：非鉄金属製造業
② 事業の規模	生産完成高 1,787百万円
③ 従業員数	105名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	○アルミ鋳造品製造 ・鋳さい⇒産業廃棄物中間処分業者に委託して、セメント原料、路盤材として活用 ・木くず・廃プラスチック類⇒産業廃棄物中間処理業者に委託して、破碎後埋立

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
<p>(管理体制図)</p> <p>経営者 (産業廃棄物統括責任者)</p> <p>┆──┆ 内部監査委員 (産業廃棄物処理状況監査)</p> <p>環境管理責任者 (産業廃棄物管理責任者)</p> <p>┆</p> <p>環境管理委員会 (各職場環境委員による廃棄物処理状況巡視)</p> <p>┆</p> <p>製造部部長/技術管理部部長 (廃棄物処理責任者)</p> <p>┆</p> <p>製造部・技術管理部リーダー (廃棄物処理担当者)</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	その他
	排出量	1,673 t	30 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能な骨材 (鋳物砂) へのプロセス移行推進 ・骨材 (鋳物砂) 使用量を低減する鋳物部品の型設計 ・鋳物部品品質向上による生産歩留まり向上と骨材 (鋳物砂) の使用量の低減。(鋳造シミュレーション導入等により歩留り率向上による骨材の低減等) 		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	その他
	排出量	1,550 t	25 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能な骨材 (鋳物砂) へのプロセス移行への研究と推進 ・鋳物部品品質向上による生産歩留まり向上と骨材 (鋳物砂) の使用量の低減。また、新たに最新鋭の砂積層3Dプリンター導入による砂型生産とリサイクル化も引き続き推進する。 		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉍さい・プラスチックくず・木くず・陶磁器ガラスくずは全て分別して保管。		
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も継続して産業廃棄物の分別処理を実施する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	その他
	全処理委託量	1,673 t	30 t
	優良認定処理業者への処理委託量	169 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 鉦さいは中間処理業者へ委託し、セメント原材料としてリサイクル処理を実施。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉞さい	その他
	全処理委託量	1,550 t	25 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>リサイクル可能な骨材（鋳物砂）の使用割合増加などの活動を行っているが、製品品質安定化、顧客要求の急激な変化、また、コロナ影響による大幅な受注減などを含め経営環境が大きく変化している。大きく環境が変化する中、従来より実施の施策は継続しつつ、生産不良削減による原材料使用量低減、生産方法の検討などを含め継続的な排出量削減の取組を行って参ります。</p>			
※事務処理欄			

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。